

## 令和5年度ＩＣＴ導入モデル施設発信事業業務委託仕様書（案）

### 1 目的

少子高齢化の進行に伴う要介護者の増加と労働人口の減少により、介護職員の確保が難しい状況が続き、介護職員の担う業務負担が増大しており、介護現場での人材不足に拍車がかかっていることから、本事業を通して、介護現場における介護ロボットやＩＣＴを効果的に活用するための支援を行い、高齢者施設における生産性の向上を目指すことを目的とする。

### 2 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

### 3 業務内容

#### （1）モデル施設への支援業務

受託者は、県内の高齢者入所施設の中からモデル施設として県が選定する介護ロボットやＩＣＴを導入していない高齢者施設や、導入済みで更なる有効活用を図りたい4施設に対して、生産性向上の観点から以下の業務を行う。

なお、受託期間中、県からの求めに応じて中間報告を行うこと。

モデル施設となる4施設については、県が別途募集し、選定する。

- ア 介護ロボットやＩＣＴが有効活用できていない課題・原因の分析
- イ 業務改善策の検討
- ウ 業務改善策の遂行
- エ 効果検証
- オ 成果報告書の作成（業務改善の取組を好事例として県内に発信するための資料）

#### （2）その他の業務

##### 成果報告会の開催

受託者は、業務改善支援完了後に成果報告会を開催し、受託事業の結果を県に報告する。

##### 成果報告会メンバー（想定）

- ・受託者
- ・モデル施設
- ・県
- ・福島県老人福祉施設協議会等関係団体

## **4 業務の実施体制**

- (1) 事業全体の進捗状況を把握し調整を行う総括責任者1名を置き、本事業の確実な実施と県との円滑な連携を図る体制を整備すること。
- (2) 受託者は、本事業の一部を再委託する場合は、事前に書面で県へ報告し、その承諾を得ることとする。

## **5 成果品について**

委託業務完了後、以下のものを成果品として提出すること。なお、成果品については県のホームページにおいて事業の成果として公開することを考慮して作成すること。

- (1) 成果報告書（簡易版）
- (2) 成果報告書（詳細版）

## **6 著作権**

- (1) 成果品が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に規定する権利をいう。）は当該著作物の引渡し時に県へ無償で譲渡する。
- (2) 受託者は、県及び県が指定する第三者に対し、成果品が著作物に該当する場合には、著作者人格権（同法第18条から第20条に規定する権利をいう。）を行使しない。
- (3) 受託者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証するものとする。
- (4) 第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負う。

## **7 その他**

この仕様に定めのない事項については、県と受託者が協議して決定するものとする。